

⇩ 輸出免税取引と消費税の課税売上高

Q : 当社は、輸出取引を行っています。基準期間の課税売上高が3千万円以下の場合、消費税を納める義務が免除されるようですが、当社の場合、基準期間における売上高は、輸出免税となったものが3千万円で、国内向け販売に係る課税売上高が2千万円でした。

このような場合、基準期間の課税売上高は2千万円となり、消費税の納税義務はないことになるのでしょうか。

A : 基準期間の課税売上高は5千万円となりますので、納税義務は免除されません。

【解説】

消費税法は、税の最終負担者として国内の最終消費者を想定した内国消費税であるという性格から、輸出及び輸出類似取引については免税としています。このため、輸出及び輸出類似取引（外国貨物の譲渡又は貸付け、国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の運送等）は、課税取引ですが、消費税率を0%として取り扱うこととなります。

このように免税取引は消費税率を0%として取り扱いますが、課税取引には違いありませんので、課税事業者に該当するかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかの判定の基礎となる基準期間の課税売上高には、免税売上高も含まれることとなります。

ご質問の場合、輸出免税分を含めると基準期間における課税売上高は、5千万円となり、3千万円を超えていますので、当課税期間については消費税の課税事業者となります。

